

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

近年、マンションを始めとする区分所有建物が高経年化し、居住者も高齢化する「2つの古い」が進行しているという社会経済情勢等に鑑み、マンションの新築から再生までのライフサイクル全体を見通して、その管理及び再生の円滑化を図るため「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和7年5月30日に公布された。

これにより、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」（以下「法」という。）及び「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」（以下「省令」という。）が改正され、令和8年4月1日に施行される。

法及び省令の改正に合わせ、関連するマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 法及び省令の題名の変更に伴う細則の題名の変更
- (2) 法及び省令の改正により新設された、高さ制限の特例に係る許可の申請書の添付図書等を定める
- (3) 法及び省令を引用する箇所の条ずれ等の修正

3 施行日

令和8年4月1日